

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2013, 12

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 1級施工管理技術士検定－受験資格の実務経験年数短縮！

若手の入職者の減少、そして技術者の高齢化…。

建設産業の担い手確保にむけた取り組みのひとつに受験資格の見直しがありました。

ようやく国土交通省は11月22日、施工管理技術検定試験の受験資格の見直し内容を正式決定し、官報で告示しました。平成26年度の試験から適用となります。



1級の施工管理技術検定を受けようとした場合

高校の指定学科を卒業した人を例にとると、その人が2級の施工管理技術検定に合格していれば、その2級合格後の実務経験はこれまで5年必要でしたが、それが3年に短縮されます。但し、現場で監理技術者の指導を2年以上受けていることが条件です。つまり、2級の施工管理技術検定合格後、実務経験3年のうち監理技術者の指導を2年以上受けていれば、1級の施工管理技術検定を受験できます。

また、同じく高校の指定学科を卒業した人が、2級を受けずにいきなり1級の施工管理技術検定を受験する場合は、これまで実務経験10年が必要でしたが、これが8年に短縮されます。但し、現場で監理技術者の指導を2年以上受けていることが条件です。

受験の際、手続きの上で「監理技術者の指導の下で2年以上の実務経験を積んだ」という証明資料が必要となります。具体的な現場名と指導を受けた監理技術者の氏名と資格者証番号などを記入して提出となるようです。今はまだ平成26年度の受験要領が出されてはいませんが、試験機関の日本建設機械施工協会（建設機械施工）、全国建設研修センター（土木施工管理、管工事施工管理、造園施工管理）、建設業振興基金（建築施工簡易、電気工事施工管理）が作成する受験の手引で改正内容の詳細が確認できます。

厚労省への通報(社会保険未加入業者)

技能労働者の社会保険加入対策で、国土交通省と都道府県の建設業許可部局が行っている指導に従わず未加入を続けている業者を厚労省の社会保険担当部局に通報したケースが、8月末までに1,022件に達したそうです。

国交省は、通報が今後「加速度的に増えていくだろう」と予想。通報された業者に対しては、厚労省から強制加入を含めた措置が講じられそうです。



★危険運転の罰則強化！！★

自動車運転死傷行為処罰法が成立した。

危険運転致死傷罪の適用対象を広げ、最高刑も懲役15年までとなる。

現在の危険運転致死傷罪（最高刑懲役15年）は“正常な運転が困難な状況”と限定的で立証が困難。その為、自動車運転過失致死傷罪（最高刑懲役7年）の適用が多かった。

新法は、従来の危険運転致死傷罪の適用要件に「通行禁止道路の高速走行」を加え、自動車運転過失致死傷との中間に当たる類型の罪を新設した。新類型では飲酒や薬物摂取、特定の病気により「正常な運転に支障が生じる恐れがある状態で運転し、人を死傷させた」ことが適用要件に。



死亡事故で15年以下、負傷事故で12年以下の懲役となる。

Q1 少しくらい飲んでも、酔ってなければ運転しても大丈夫だよね？



A1 わずかな量でも運転操作に影響！

・酒気帯び運転の基準以下でも、70%の人が平常時に比べて、運転操作ミスが多い。

・ビール2杯を飲ませて道路標識をチェックさせたところ、飲酒前は95%チェックできていたが、飲酒後は62%まで低下したという実験結果がある。

アルコールってどれくらいで抜けるか把握して飲んでるよね・・・？

アルコール量	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間
大ビン1本 23.9g	コップ1杯	コップ2杯	コップ3杯	大ビン1本	大ビン1本+1杯	大ビン1本+2杯
ビール類						
生中ジョッキ1杯 19g	ジョッキ1/3	ジョッキ1/2	ジョッキ1杯	ジョッキ1杯+1/3杯	ジョッキ1杯+1/2杯	ジョッキ2杯
500ml1缶 20g	1/3缶	1/2缶	1缶	1缶+1/3缶	1缶+1/2缶	2缶
チューハイ杯1杯 19.6g	チューハイ1/3	チューハイ1/2	チューハイ1杯	チューハイ1杯+1/3杯	チューハイ1杯+1/2杯	チューハイ2杯
焼酎類						
焼酎110ml 25g	焼酎30 (1/4)	焼酎60 (1/2)	焼酎90 (3/4)	焼酎1杯	焼酎1杯+1/4	焼酎1杯+1/2
日本酒						
日本酒1合 27g	1/3合	1/2合	1合	1合+1/3	1合+1/2	2合
洋酒類						
ウィスキーシングル1杯 11g	シングル1/2杯	シングル1杯	シングル1杯+1/2	シングル2杯	シングル2杯+1/2	シングル3杯
ワイン類						
ワイングラス1杯 12g	グラス1/2	グラス1杯	グラス1杯+1/2	グラス2杯	グラス2杯+1/2	グラス3杯



「酒ッキリ時計」や「二日酔いチェッカー」は、お酒を飲んだ時に、アルコールが抜けるまでの時間の目安を教えてくれるアプリ。

活用してみよう！



Q2 じゃあ飲酒と薬物には特に気を付けないと！

見ただ目で結構わかるもんね！ でも病気って？

A2 ここでいう**特定のうのは「てんかん」や「統合失調症」**などを定めている。

でも残念ながら、てんかんを見抜くのは困難。

運送会社では“〇〇〇〇（ドライバー氏名）はてんかんではない”という旨の宣誓書を提出してもらいましょう。また、身内の方からも確認の一筆を取付け、もしもの時に備えましょう。

また、統合失調症もわたしたちのような一般人には見抜くことが困難…なるべくドライバーとはコミュニケーションを密に取り把握しよう。

罰則

酒酔い運転 基礎点：35点 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

呼気1リットル中のアルコール濃度検出量0.15mg以上0.25mg未満時：13点

// アルコール濃度検出量0.25mg以上時：25点

- ★酒気を帯びていて、飲酒運転する恐れのある者に対して、**車両を提供**した者
- ★飲酒運転をする恐れのある者に対して、**酒類を提供**した者
- ★運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己の運送を要求・依頼して、その運転者が飲酒運転する**車両に同乗**した者

お酒の提供はもちろん、車両の提供も、同乗もしてはいけません！

この約束を破ったら、5年（3年）以下の懲役又は100万円（30万円）以下の罰金！
というより、想像しただけで恐ろしいですね。

飲酒運転追放 ハンドルキーパー運動を進めよう！！

自動車で飲食店に行って飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決め、“飲まない人が、仲間を安全に自宅まで送る”運動。

この運動は、オランダで普及している「ボブ運動」を参考にしたもの。オランダでは、仲間同士やお店が「今日のボブは誰？」と呼びかけあい、飲酒運転追放の取り組みを進めている。

※大和郡山HPよりダウンロード

みなさんも仲間同士でやってみませんか！

お友達の下戸（お酒が飲めない人を「ゲコ」って言うんです）と言わず【ボブ】ちゃんと呼んで大切にしましょう、貴重な存在です！



★産業廃棄物処理業★ 廃棄物処理施設設置許可

先日、京都府が処理施設設置には説明会を義務付けるという情報が流れてきました。よくよく調べてみると、最終処分場と焼却施設に関してのみとのことでした。

いまさら？な感じがします。産廃許可事務はいつまでたっても自治体の独自性が強いままです。

この近隣県でも手続きに違いがあります。



愛

知県 まず「最終処分場、焼却施設およびPCB処理施設」と「その他処理施設」では少し手続きが違います。最終処分場、焼却施設およびPCB処理施設は近隣住民への説明会の計画を提出、実施、報告書の提出があり、30日の縦覧を経て許可申請となり、その後、審査会を経て許可となります。その他処理施設では説明会の実施も縦覧も義務付けられてはいません。

岐

阜県 岐阜県は特に厳しいように感じます。まず最終処分場、焼却施設およびPCB処理施設、石綿含有産業廃棄物処理施設は事業計画等、生活環境影響調査方法を縦覧（30日以上）して説明会を実施、環境影響調査をして再度縦覧を来ない、説明会を実施して意見調整が行われます。その後やっと許可申請にいたれるのですが、その後また縦覧を行わなければいけません。また、焼却施設、最終処分場等以外の処理施設でも生活環境影響調査を行い、縦覧をして説明会を行わないといけないのです。その後、意見調整を経て許可申請となります。

重県 手続きを見る限り、一番シンプルに感じます。

まず、最終処分場、焼却施設およびPCB処理施設、石綿含有産業廃棄物処理施設は、許可申請が行われてから縦覧。その後、審査会を経て許可となります。その他処理施設では説明会の実施も縦覧も義務付けられてはいません。

お手伝いさせていただいている愛知県内の事業者さんも第2回目の審査会に向けて県との調整真っ只中です。どうやって審査会メンバーの先生方に納得していただくか、行政担当者と相談して方向性をすり合わせる毎日です。



産廃 収集運搬車両 取締り

11月26日 産業廃棄物収集運搬車両の取締りが行われ、その結果が公表されました。産業廃棄物運搬車両の表示等のある車両13台について、マニフェスト、運搬物等の確認を行いました。違反はなかったとのこと。検査を実施した車両の運転者に対して、不法投棄・野外焼却禁止等に関するパンフレットを配布するなど、指導・啓発がされました。今後も、隣接県と連携し広域路上検査を行い、県境を越えて移動する産業廃棄物の適正処理指導を行うとのこと。